

徳島市監査委員告示第15号

令和6年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和7年3月31日

徳島市監査委員	尾	田	正	則
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

健政発第34号  
令和7年3月4日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和6年度財政援助団体等監査結果（令和6年12月2日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会

所管部課：健康福祉部 健康福祉政策課

<p>指摘事項</p>	<p>(社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会)</p> <p><b>1 人件費に関する規定、勘定科目内の適用が適正でないものがあった。</b></p> <p>休日の勤務に対する割増賃金の支給割合及び区分などについて、現状の割増賃金の支給が、一部規程に合致していないところがあった。関係法令の確認及び労使間での協議のうえ、当該規程を見直しされたい。</p>
<p>措置状況</p>	<p>休日勤務手当の支給について規定する「社会福祉法人徳島市社会福祉協議会職員給与規程」第15条の規定内容に誤りがあり、休日の勤務に対する割増賃金の支給について、勤務の曜日及び時間帯によっては正しい支給割合で支給できない規定となっていたため、関係法令及び労使協定に基づく正しい支給割合で執行している現状に合致するよう同条の規定を修正し、令和7年3月4日に開催した理事会に諮り、同条の改正を行った。</p> <p>また、勘定科目内の適用が適正でないとの指摘については、当協議会の勘定科目では、時間外勤務手当及び休日勤務手当については、「職員諸手当等支出」という同じ勘定科目で支出することになっており、現状の処理で会計処理上の問題はないが、支出伝票の摘要欄に時間外手当、休日勤務手当の別を表示することで、時間外勤務、休日勤務の管理が容易となるよう改善した。</p> <p>「職員給与規程」の休日勤務手当についての規定が誤った内容となっていた原因については、休日の勤務について、正規の時間中(午前8時30分から午後5時まで)以外の勤務の想定ができていなかったものと考えられる。</p> <p>今後の対応については、既存の各規定の再点検を行うとともに、規定の改正を行う際には十分な精査のもとに行うこととする。</p>